

向日葵

ひまわり

第237号

平成27年2月号



今月の表紙：新潟県小千谷市信濃川

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム	2—3
税務署だより	4—5
署長インタビュー	6—7
税の作文コーナー	8—10
平成26年度納税標語	11
地域の名所	12
社労士column	13
新春講演会実施報告	14
会社紹介	15

東村山法人会セミナーのご案内	16
人人	17
新入会員紹介	18
新年賀詞交歓会実施報告	19
新年賀詞交歓会 新入会員紹介&福引大会	20
ブロック等活動状況	21—22
法人会行事のご案内	23
recipe	24



昨年末、平成26年12月30日に「平成27年度税制大綱」がまとめられ、今年の1月14日に閣議決定されました。このコラムが皆様のお手元に届く頃には通常国会で審議が行われ、その後、平成27年3月末までに税制改正法案の成立・公布が予想されます。

今回のコラムは、この税制大綱のうちいくつかを取り上げたいと思います。

ただし、この原稿を書いている今は、まだ閣議決定された段階ですので、今後、内容が変更されるかもしれません。また、誌面の都合上、細かい規定は省いてあります。実際にこれらの規定を適用なさる時には、十分にご確認をお願いします。

▶ 法人税

1 法人税率の引き下げ

平成27年4月1日以後開始事業年度から段階的に法人税率が引き下げられます。

法人税率

法人の区分		現行	27年度改正
中小法人 ※1	年800万円以下の金額	19%	15%
	年800万円超の金額	25.5%	23.9%
中小法人以外の普通法人		25.5%	23.9%

法人実効税率 ※2

法人の区分		現行	27年度改正
中小法人 ※1	年400万円以下の金額	25.90%	21.42%
	年400万円超 年800万円以下の金額	27.58%	23.20%
	年800万円超の金額	36.05%	34.33%
中小法人以外の普通法人		34.62%	32.11%
東京都ベース(経済産業省の資料より)		35.64%	33.10%

※1 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人をいいます。

※2 法人実効税率は、住民税の均等割・事業税の資本割及び付加価値割を含めずに計算しています。

2 欠損金の繰越控除制度の見直し

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度について、控除限度額を段階的に縮小するとともに、その繰越期間が延長されます。

また、経営再建中の法人及び新設法人については、7年間、所得金額の100%控除を認める特例も新設されました。

	現行	27年度から 28年度	29年度以降
控除限度額	所得金額の80%	所得金額の65%	所得金額の50%
繰越期間	9年		10年

ただし中小法人等については、現行と同様に所得金額の100%控除が認められます。

▶ 所得税

1 住宅ローン控除等の延長

消費税率10%への引き上げの時期が、平成29年4月に変更になったことに伴い、住宅ローン控除の適用期限が、現行の平成29年12月31日から平成31年6月30日まで、1年6ヶ月延長になりました。

2 ジュニア NISA の創設

未成年者口座内の小額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置、いわゆるジュニア NISA が創設されます。

毎年80万円を上限に、平成28年1月1日から申し込みが開始され、同年4月1日から受け入れる上場株式について適用されます。

3 NISA の投資上限額の引き上げ

平成28年から、NISAの非課税口座についての受け入れ可能な上場株式の取得対価の

限度額が、現行の100万円から、120万円に引き上げられます。

▶ 贈与税

1 住宅取得資金の贈与税の 非課税措置の拡充・延長

父母や祖父母等の直系尊属から、居住用家屋の新築・取得・増改築用の「住宅取得資金」の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすときは、一定額について贈与税が非課税になります。

この規定が、現行よりも非課税限度額が拡大され、適用期限も平成31年6月30日まで延長されます。

区分 対象期間	消費税10%適用者		左記以外の者	
	優良な住宅	一般住宅	優良な住宅	一般住宅
平成27年	—	—	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～9月	—	—	1,200万円	700万円
平成28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

※優良な住宅とは、耐震・エコ住宅・バリアフリー等で一定の評価がされている住宅をいいます。

2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税措置の創設

子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらの資金の贈与を非課税にする措置が創設されました。

受贈者	20歳以上50歳未満の者
贈与者	受贈者の直系尊属（親や祖父母）
金銭の拠出先	金融機関の受贈者名義の口座
贈与財産	結婚・子育て資金

非課税限度額	受贈者1人毎に1,000万円（結婚に関しては300万円まで）
期限	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出
申告方法	受贈者が金融機関を経由して、非課税申告書を税務署に提出
払出の確認等	受贈者が結婚・子育て資金にあてた事を証する書類を金融機関に提出
口座の契約終了	1 受贈者が50歳に達したとき 2 受贈者が死亡した時 3 信託財産の価値が0となり終了の合意があったとき
契約終了時の残額	残額については贈与税が課税 ただし、受贈者死亡の場合は贈与税は非課税
贈与者の死亡	残額を当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算（相続税の2割加算については対象外）

3 教育資金の一括贈与を受けた場合の 贈与税の非課税措置の延長・拡充

贈与者が、受贈者名義の教育資金口座に、教育資金を一括して拠出した場合、子・孫ごとに1,500万円まで（学校以外に使うものについては、500万円を限度）を非課税とするものにつき、その適用期限が平成31年3月31日まで延長されました。

また、その用途の範囲に通学定期券代、留学渡航費等が加えられました。

Profile | 小林 順子

東京税理士会東村山支部所属

多摩武蔵納税貯蓄組合連合会理事

幼少の頃より田無で過ごし、現在は西東京市で同じく税理士の夫とともに事務所を構える。小学校への出前授業を中心に、租税教育の活動にも積極的に参加している。趣味はテニスとミュージカル鑑賞。

事務所 小林義宏税理士事務所
西東京市田無町7-20-11

e-mail k-kaikei@lapis.plala.or.jp

税 務 署 だ よ り

東村山税務署からのお知らせ



平成26年分の所得税等の 確定申告書の提出及び納税期間

所得税および復興特別所得税	2月16日(月)から3月16日(月)
贈与税	2月2日(月)から3月16日(月)
消費税及び地方消費税	1月5日(月)から3月31日(火)

納税は口座振替で！

手続きは簡単です。税務署にお尋ねください。
平成26年分確定申告の**口座振替日**は、
所得税及び復興特別所得税 4月20日(月)
消費税及び地方消費税 4月23日(木)

申告書作成会場のご案内

下記の日程で「申告書作成会場」を開設しておりますので、お近くの会場をご利用ください。

- ・各会場とも駐車場が限られていますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・会場の混雑状況により、受付を早めに終了させていただく場合があります。



税理士による無料申告相談会場		期 間	開設時間	ご利用いただける方
東村山市市民センター	東村山市本町 1-1-1	2/6(金)	9:30～11:30 13:30～15:30	○所得税及び復興特別所得税、消費税等を申告する小規模納税者 ○所得税及び復興特別所得税を申告する年金受給者及び給与所得者 ※ただし、青色申告の方、税理士に依頼している方、土地・建物及び株式等の譲渡所得のある方を除きます。 ※申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
小平市役所	小平市小川町 2-1333	2/9(月)		
西東京市防災センター	西東京市中町 1-5-1	2/10(火)		
東久留米市役所	東久留米市本町 3-3-1	2/12(木)		
清瀬市生涯学習センター	清瀬市元町 1-2-11	2/13(金)		
署 作 成 会 場		期 間	開設時間	ご利用いただける方
東村山税務署	東村山市本町 1-20-22	2/16(月)～3/16(月)	9:00～17:00	どなたでもご利用いただけます。 ※2/13(金)以前は少人数で対応しておりますので、来署される方は相当な時間をお待ちいただく場合があります。
		※土・日・祝日は原則開設しておりませんが、 <u>2月22日(日)及び3月1日(日)</u> に限り開設します。 対応業務は、申告書作成のアドバイス・申告書用紙の配布及び申告書の受付のみとなります。(国税の領収・納税証明書の発行及び電話での相談は行っておりません。)		
署 外 作 成 会 場		期 間	開設時間	ご利用いただける方
東村山市役所	東村山市本町 1-2-3	2/16(月)～3/16(月)	9:00～16:00	市内にお住まいの方で簡易な申告(医療費控除等)をする公的年金受給者及び給与所得者 ※署外作成会場は土・日・祝日は開設していません。 ※開催内容の詳細(昼休み時間等)は、各市役所に確認してください。 ※相談に対応できる職員に限りがありますので、 相当な時間お待ちいただく場合があります。
小平市役所	小平市小川町 2-1333			
西東京市役所	田無庁舎 西東京市南町 5-6-13	3/10(火)～3/16(月)		
	保谷庁舎 西東京市西町 1-5-1			
東久留米市役所		東久留米市本町 3-3-1	2/16(月)～3/16(月)	8:30～17:00
清瀬市役所		清瀬市中里 5-842	2/16(月)～3/16(月)	9:00～16:30

お問合せ先 東村山税務署 TEL: 042-394-6811 所在地: 〒189-8555 東村山市本町 1-20-22
税務署へのお問い合わせは、音声案内にしたがって「2」番を選択してください。

申告・納税は簡単・便利なe-Tax・eLTAXで！

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書
青色申告決算書・収支内訳書
消費税及び地方消費税の確定申告書・贈与税の申告書

が制作可能！

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。
- 国税庁のホームページでは、確定申告書のほかにも税務手続に関する申請・届出様式を掲載していますので、是非ご利用ください。



国税庁ホームページで申告書が作成できます。

詳しくは

検索

社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成 27 年 10 月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりますが、所得税及び復興特別所得税については平成 28 年分の申告書から、法人税については平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成 28 年 1 月以降の金銭の支払等に係るものから、申請書・届出書については、平成 28 年 1 月 1 日以降に提出するものから、個人番号・法人番号を記載していただくこととなっています。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

(マイナンバー)

- ・ マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**

※ナビダイヤルは通話料がかかります 平日 9 時 30 分～17 時 30 分(土日祝日・年末年始を除く)

国税に関する社会保障・税番号制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページにある  **社会保障・税番号制度** をクリック

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

法人番号の最新情報

国税庁ホームページのトップページにある  **社会保障・税番号制度** をクリックし、

「法人番号について(ご紹介コーナー)」をご覧ください。



税に関する情報は、国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

署長インタビュー

撮影：Shiworl



左：中條広報委員長 右：齋藤東村山税務署長

栃木県足利市の農家生まれ

■中條：最初に齋藤署長の生い立ちをお話しして頂けないでしょうか。

■署長：

私は、栃木県足利市の農家の生まれです。足利市は、室町幕府を開いた足利尊氏の祖先が住んでいた所であり足利学校が有名です。足利氏の屋敷跡は鏝阿寺（ばんなじ）という真言宗の寺になっており、本堂は一昨年国宝に指定されました。また、栃木県はいちごも有名だと思います。私の親も“とちおとめ”を作っていました。国税庁に入るまでは、実家の農業を手伝っていたので、トラクターなどを運転することができます。

縁を感じて

■中條：国税庁に入られたのはなぜですか。

■署長：

実のところ高い理想があったわけではありません。大学4年生の就職活動を行っていた時、当時の友人に国税庁の試験を一緒に受けないかと誘われたので願書を出しました。当時せっせと励んでいたアルバイトが採用試験の週に土日休みだったら受験しようという程度の気持ちだったのですが、丁度アルバイト先も休みだったので試験を受け、合格したというわけです。民間の会社からもいくつか内定をもらっていたのですが、休みが合ったということに縁を感じ、「公務員もある意味面白いかなあ」ということで入りました。

スタートは目黒税務署の間税部門

■中條：国税庁に入り最初の勤務はどこでされたのですか。

■署長：

国税庁勤務の振出は、目黒税務署です。今はありませんが、間税部門というところに配置されました。現在恵比寿ガーデンプレイスになっている所に当時はサッポロビールの恵比寿工場があり、目黒税務署の管轄でした。実は、恵比寿工場の大半は渋谷区恵比寿でしたが、正門は目黒区三田にあり、ビールへの酒税が工場からの出荷時に課税されたため目黒税務署の間税部門で担当していました。そういうことでお酒の方の税金と物品税を中心に仕事をしました。

消費税の誕生に従事

■中條：一番印象に残っている勤務は何ですか。

■署長：

私は昭和53年に税務署に入り、目黒税務署の後、今は新宿税務署になっている淀橋税務署、そして昭和60年に国税庁勤務となりました。途中抜けたことはありますが、平成14年7月まで国税庁で仕事をしました。国税庁では、名前は変わりましたが消費税課、消費税室というところにずっといました。昭和63年のクリスマス頃に消費税法が成立したときもその連絡室におりましたので、消費税草創期の仕事ことができました。それが一番の思い出でしょうか。

休日は畑で鍬振り

■中條：どのような趣味をお持ちですか。

■署長：

農家に生まれ育ったものですから、やっぱりそういう



平成 27 年 1 月 23 日、中條広報委員長が東村山税務署を訪れ、着任後約半年が経った齋藤文雄東村山税務署長にインタビューしました。

ところからは離れがたく、10年くらい前からゴルフクラブを鋏に持ち替え、趣味の園芸というか家庭菜園を楽しんでいます。なかなか畑まで出られないので草ぼうぼうになりがちで立派な収穫を得るわけにはいかないんですけども、まあ、健康のために休みの時に汗を流すというところでしょうか。将来無事に定年を迎えた暁には、晴耕雨読の生活ができればなあと密かに思っています。

シンプルライフと率先躬行

■中條：座右の銘を教えてください。

■署長：

座右の銘というか、自分の目指すライフスタイルにあったフレーズが「山僧活計茶三畝 漁夫生涯竹一竿」です。要はシンプルライフの勧めです。山で暮らす坊さんにとっては茶畑の三畝もあればいい。漁師だったら釣竿一本あれば生きてゆける。余計なものはいらないよ。という意味のようです。

仕事における座右の銘は「寝ていて人を起こすことなかれ」です。これは、明治時代の秋田県の農業技術指導者で、「聖農」と称えられた石川理紀之助さんのことばです。「自分が寝ていて、部下職員にあれやれこれやれといっても誰もいうことを聞いてくれない。人に何かものを頼むときは自分もしっかり起きて仕事をしていなきゃだめだ。命令するだけではだめですよ」ということです。

地域の特性に沿った適正公平な賦課徴収

■中條：東村山税務署長としての抱負は何ですか。

■署長：

税務署は全国に524署あります。大きな税務署を作って広い地域を管轄すればいいという考えもあるでし

ようが、そうしないで524も税務署があるということは地域地域に根差しそこに暮らす人々の生活とともに税務行政もあるべきだという考えの下に税務署が置かれているのではないかと考えています。勝手に法律の執行の仕方を変える訳にはいきませんが、東村山税務署の管轄している5つの市の特性に沿った形で税務行政を執行して行きたいと思っています。

また、今は申告納税という納税者の方に自ら「これだけ所得がありました」と申告してもらって税金を納めてもらうという制度です。このため、ちゃんと申告して納税してくれる正直な納税者が馬鹿を見たということがないように、ちゃんと税金を納めない、所得を隠しているような不心得な人たちにきちんと法律を守って税金を納めてもらわなければなりません。納税者の方々に、「税務署は公平にやっているな」と信頼してもらえ、税務行政を一番心掛けています。

東村山法人会の公益目的事業に期待

■中條：最後に東村山法人会に期待されていることを教えてください。

■署長：

東村山法人会は、東村山納税懇話会7団体中唯一の公益社団法人です。東村山法人会の理念に基づいて公益社団法人への道を選ばれたものと思います。その理念に沿って、地域貢献という公益的な活動とともに税務行政への支援協力を大きな柱にして活動して頂きたいと思っています。私も昨年見に行かせてもらいました多摩六都科学館での租税科学教室や青年部会が行っておられる小学校に出向いての租税教室等素晴らしい活動をされていると思います。また、各市の市民まつりでも税金クイズをやっています。我々だけではできないことです。今後ぜひ続けていって下さい。

税の作文コーナー

平成 26 年度中学生の「税についての作文」作品集から「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品を紹介いたします。

管内 5 市(東村山・小平・西東京・東久留米・清瀬)の生徒さんの作品です。

「脱税」について

東村山市立東村山第六中学校
三年 坂元 真奈

新聞やテレビで「脱税」のことにに関して、よく報道されている。以前、私は学校で税のことにについて学び、税を払うことは自分たちのためにも大切なことだと知ったため、そんな大切な税を払わないとはどういうことなのか、気になったため、調べることにした。

まず、納税について、一般的には会社などで働いている、サラリーマンなどの個人は会社から出される給料から税金が引かれているため、所得税や住民税などは会社が個人のかわりに納めている。そのため会社や企業、法人などの上に立つ人は自分で所得を計算し、各税金を納めることになる。そこで発生してしまう不正が、「申告漏れ」「所得隠し」「脱税」だ。これらの3つには、どんな違いがあるのだろうか。「申告漏れ」とは経費の計算などを悪意は無くミスしてしまった場合のことで「所得隠し」とは納税から逃れるために意図的に行った場合である。また「脱税」とは、その中でも国税調査官による調査が行われ、告発され裁判で税法違反の判決が出たもののことを指す。

次に「脱税」の方法、種類について、脱税には売上げを実際より少なく申告するパターンとかかった費用を実際より多く申告する2つのパターンがある。どちらかという脱税の手口には後者の方が多い。

しかし脱税は、実行した直後に逮捕されることはほとんど無いようだ。他の犯罪などは実行直後に逮捕されることが多いが、脱税の場合、数ヶ月、数年たってから発覚するため実行後すぐには逮捕されないのだ。では、脱税をしたときかせられる罪にはどんなものがあるのだろうか。脱税には3つの罰則がある。一つ目は「税法」と呼び、5年以下の懲役、500万円以下の罰金がかせられる。二つ目は「延滞税」というもので、脱税を始めてから発覚し、納付しに行った日までの分の本来納めていたはずだった税金に利子をかけて払うというもの

で三つ目は「加算税」といい、自分から自首せずに発覚した場合に利子をつけて払うのだが、これは延滞税よりも10倍以上の利子がつくこともある。

このように、脱税をすることは、大きなリスクがあり、見つかった場合の損害はとても大きい。しかし、実行した直後に逮捕されるわけではないので、「上手くいった。」と一度始めるとなかなか抜け出せなくなってしまう。私は、脱税が麻薬中毒などに似ているなどと思った。

今回、脱税のことにについて調べてみたが、脱税をしても損をすることはあっても得をすることは無いと思う。だから私は改めて、何があってもしっかり払っていききたいなどと思った。

安心して生活できる幸せな社会

小平市立小平第五中学校
三年 田中 玖実

私は日本人に生まれて幸せです。なぜなら、日本は安全で、思いっきり勉強や部活に取り組むことができ、とても平和だと思うからです。

税金…それが一体何なのか、何のためにあるのか、よく分からないまま私は今まで過ごしてきました。しかし、この税の作文をきっかけに、資料やインターネットを使って調べてみると、税金は私たちの生活に深く関わっていることを理解しました。まず、私たちが普段学校で使っている机や椅子、教科書、安全に過ごすための、道路や信号、そして警察や消防。これらは、全て税金によってまかなわれています。だから、私たちがこうやって「日本人で幸せ。」と言えるもの、税金のおかげなのです。

つい先日のことですが、突然警察官が私の家を訪ねてきました。私の家の前で、酔っ払いの男性二人がつかみ合いの喧嘩をしていて、一人が相手の財布を垣根越しに我が家の庭に投げこんだ、ということでした。私はその場に居合わせなかったのですが、母は「対応が丁寧で、テレビドラマで見る警察官とは全然違った。」と言っていました。普段はあまり関わらないと感じていた警察官ですが、

ふと思い浮かぶのは、自転車で街をパトロールしていたり、交番の前ではにこやかにあいさつしてくれる姿ばかりです。日常にとけこむように、日々の安全を守ってくれているのだな、と改めて思いました。特に、この時は通行人の通報にすぐかけつけて、酔っ払いの喧嘩の仲裁に入ってくれたことが、強く印象に残っています。また、こうやって事件を未然に防ぐんだな、と感心しました。

それに比べて、治安が悪いアフリカでは、殺人事件で娘が殺された父親が、全く捜査が進まない警察に業を煮やし、独自に捜査を行い、たった5日間で犯人を捕えた、という話があったそうです。これは日本では考えられない話だと思います。また、警察官が市民からお小遣いを巻き上げる、といったことも日常茶飯事のように。こういった警察の行為が治安にも影響していると思います。

現在、国民の納税義務を無視し、税金を納めない人がいます。私自身、消費税が5パーセントから8パーセントに増税することを、テレビのニュースで知った時は、衝撃を受けました。しかし、私たちが納める税金によって、私たちの生活や福祉サービスが還元されます。そのことを十分に理解し、しっかり義務を果たせる大人になりたいです。

情けは人にためならず

西東京市立保谷中学校
三年 鈴木 優里

今年の4月1日の朝、テレビをつけると深夜に店に駆け込む人や、108 円になった 100 円ショップのレシートを持ったアナウンサーの映像が流れていた。税金が5%から8%に増えたのだ。

増税分は、社会福祉に充てられるという。もし本当ならば今より充実した公的サービス、たとえば医療保険、年金制度、介護、生活保護などが受けられるようになるということだ。

私には病気の祖母がいて、介護保険を利用している。調べてみると、かなりの額が免除されている。ほとんどの場合、実際の額と自己負担の額はケタが一つ違う。私はとてもびっくりした。私の祖母は、体が自由に動かないため、車いすや特殊寝台、手すりなど、多くのものが必要だった。これらをすべて買ったりレンタルしたりすると、大変な額になってしまう。とても払い切れるとは思えない。しかし、この保険のおかげでそんなこともなく、現在、祖母は車いすや特殊寝台を使っているし、家には手すりもついている。祖母だけではない。私自

身も、また、保険を利用している。医療保険では、自己負担は3割だ。インフルエンザのワクチンは200 円で受けられる。

これらの資金は全て、税金でまかなわれている。私たちの両親などの社会人といわれる人の納めた税金である。税金が増えていやだと思う人もいるだろう。増税前には家や車などの高価なものを買う人が増えたとし、3月31日の夜は店に行列が出来た。

確かに安い方が嬉しい。私も最初は税金は増えてほしくないと思った。でも祖母の病気が進行してきて、保険のありがたさが身近に感じられるようになり、なくてはならないものだと思うようになってきた。私は、増税分が本当に社会保障に使われるとするなら、良いことだと思う。福祉が整備され、今よりもっと救われる人が増えると期待している。

今、日本は少子高齢化が進んでいる。将来は、高齢者一人に働き手約一人でその費用を負担しなければならないと言われている。今後、ますます、社会保障を維持するのが困難になってゆくだろう。つまり増税はやむをえない。そうしないと、十分なサービスを提供できないのだ。その時には、今働いている人達が、高齢者になっているだろう。つまり、今後は私たちがその人達の生活を支えてあげなければいけない。その時に十分なサービスを受けられるようにするためには、一人一人が今よりも多くの税を納める必要が出てくる。今の大人だって自分の為だけに税を納めているわけではない。「情けは人のためならず」といわれるが、税金もそうだろう。増税は生活を苦しくするものではなく、生活を豊かにするのにも繋がるし、自分の老後を見越した貯金と考えたらどうだろうか。

税金と私たちの生活

東久留米市立西中学校
三年 菱本 竹那

税金は、私たちの生活のいろいろなところで関わっています。日本の税収のトップ3は消費税、所得税、法人税です。その中でも、特によく耳にするのは消費税だと思いますが、そもそもなぜ税金は必要なのでしょうか。

現在の社会では、私たちが生活するうえで必要なものやサービスは民間企業が提供してくれるしくみになっていて、それらを私たちが消費しています。企業はあくまでも利潤を目的にものやサービスを提供するので利潤が見込めない場合は提供されません。しかし、企業が提供しなくても社会にとつ

て必要なものやサービスがあります。そこで政府が税金という元手を使って提供しているのです。税金は国を維持し、発展させていくために欠かせないものです。憲法でも、納税を国民の義務と定めており国民の三大義務の一つとされています。

私は、今まで税金が自分たちの生活に関わっているとは思っていませんでしたが、テレビで税金のことをやっていたのを見て初めて、税金は私たちの生活に必要なお金から引かれているということがわかりました。消費税が5%から8%に上がったことを聞いて、自分でも嫌だなと思うようになりました。でもそのお金が様々なことに使われて役立っていると気付いてからは、消費税を払うことに対して抵抗を感じなくなりました。

所得税については、私はずっと誰もが同じ分だけ税を負担するものだと思っていました。それが、所得の多い人ほど税率が高くなる方法で計算されると知った時はとても感心しました。累進課税制度といい、所得の多い人には大きい負担を、所得の少ない人には小さい負担をしてもらうことで所得の開きを縮める働きがあるそうです。所得の少ない人達のことと考えて不公平にならないようにしてくれていると気付き少し安心しました。

税を納めなければいけない理由が分からなかった頃に比べて、税金の必要性を理解してからは税金を悪く思うことは減りました。税金は、景気の変動を緩やかにする働きの一部にもなっています。例えば、景気が良いときには増税や公共事業などの歳出を減らすことで景気を抑えるようにし、逆に景気の悪いときには、減税や公共事業の歳出を増加することで景気が上向きになるように促しています。減税だけでなく、増税をすることも景気を安定させるために必要だということがよく分かりました。今は景気が上向きではなくても、2年後に開催されるオリンピックによって景気が良くなってほしいです。税金を悪く思うことは少なくなったものの、それによって税の負担が少しでも軽くなればいいと思います。私にとって一番気になる消費税がこの先どう変化していくか分からないけれど、自分でも税に関してもっと多くのことを学んでいきたいと思っています。

私たちの生活と税とのかかわり

清瀬市立清瀬中学校
三年 北平由衣

私は今、中学生です。だから身近にある税とい

えば消費税だけです。国に治める税は、どのようなものがあるのか、それはどのようなことに使われているのか、私はまだ知りませんでした。

私に最も身近な消費税は、国に納める税の中で一番高い割合だということを、調べてみてわかりました。さらに、租税及び印紙収入で賄われるのは約50兆円で歳入全体の半分ほどを占めていることがわかりました。また、消費税以外にも、所得税や法人税などの税があることも知りました。

税金の歳出で一番割合が高いのは、社会保障で、約3割ほどを占めていることを知りました。それはいいことでも、よくないことでもあると思います。その例を一つ挙げます。

年金制度は、働きなくなったお年寄りの人にとって、無くてはならないものだと思います。なぜなら、お年寄りの人は年金があることで、生活を安定させることができるからです。

しかし今、年金のために税を納める、若い人の人口が激減して、年金を必要とするお年寄りの人口が増加してきています。

2000年では、3.6人で1人のお年寄りを年金で支えていましたが、2050年は1.2人で、1人のお年寄りを支えることになるのではないかと、推測されています。3.6人で1人を支えていたものを、1.2人で支えるということは2050年には2000年の3倍、負担がかかることになります。

このままだと、働き手の負担は大きくなり続け、年金は不足してしまうと思います。

私は、学校でも税を使っているものを見つけました。それは、教科書です。

小学生から中学生までで、私たちはたくさんの教科書を使ってきました。それらは、ほぼ全てが、税金によって支給されたものだったと思います。

このような税による支給は、私を育ててくれた母や父にとって、子育ての大きな支えになっていたのではないかと思います。

このように、子育てをしやすい環境を、税を使って整えていけば、たくさん子供を育てられるようになり、働き手も増えていくのではないかと思います。そうすれば、一人一人の、納税による負担は軽くなっていくのではないのでしょうか。

働き手が増えれば、働きなくなったお年寄りの人のための年金も、足りなくなることはありませんし、その他の生活していく上で必要なことに使える税金も増えると思います。

そうなれば、私たちの生活は豊かになり、より安心して生活していけるのではないかと思います。

平成26年度

納税標語

平成26年度中学生の「納税標語」応募作品のなかから「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品を紹介합니다。

東村山市立東村山第四中学校三年 大越 颯

考えよう税のおもごと大切さ

創価学園創価中学校二年 石川 凱章

納税は明るい笑顔増すため

東久留米市立西中学校二年 西脇 幸太郎

国民の幸せ願う消費税

清瀬市立清瀬第五中学校 中西 泰治

税金は明るい未来作ります



授業風景(野火止小学校、後藤幹事)



授業風景
(小平第十五小学校(左)竹内副部長(右)大山幹事)

青年部会

租税教室を開催しました

12月15日(月)東村山市立野火止小学校と1月29日(木)小平市立小平第十五小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。

まず、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメを見てもらいました。その後、1億円レプリカで生徒の気持ちを引き付けながらアニメを題材にしたクイズ形式で授業を進め税金の大切さを伝えました。

講師を担当した青年部会役員は次の方々です。

野火止小学校

藤原副部長、竹内副部長、塩月監査幹事、
後藤幹事、石井幹事

小平第十五小学校

藤原副部長、竹内副部長、大山幹事、石井幹事

決算書作成講座及び法人税申告書等の 書き方講座を開講しました

10月8日(水)から法人会館において「決算書作成講座」(全5回)を、引き続き11月12日(水)から「法人税申告書等の書き方講座」(全5回)を開催しました。

講師は両講座とも東京税理士会東村山支部佐山先生にお願いし決算書の作成及び法人税申告書への転記要領を分かり易く12名の受講者に対し講義していただきました。



佐山隆一先生

地域の名所

下宅部遺跡

しもやけべいせき

狭山丘陵より西武園駅近くの北川にかけての、縄文時代後期より中世にかけての遺跡が発掘された遺跡である。

場所柄が低湿地帯であったため、酸化せず良い状態で弓・土器・土笛・土偶・木船・斧・カゴ・

魔除けアクセサリー・狩猟儀礼・杭・編布等が出土しました。

漆工関連の出土品は、弓は黒漆・赤色漆もヘリンボンのような削り柄があり長い糸を巻いてありオシャレで、色も見事でした。赤漆塗り土器も約 300 点出土したそうです。

発見されたのは 1996 年都営住宅立替のため発見されたとのことです。8 年間かけて発掘調査をしてこのような宝物が下記の場所で展示しています。

記 広報委員会副委員長 高尾 進次郎

展示場所のご紹介

1 下宅部遺跡 はっけんのもり

所在地 東村山市多摩湖町 4-3

特徴 遺跡の一部分を埋没保存している公園の感じです。日本の歴史公園 100 選です。



2 八国山たいけんの里

月曜日・火曜日休館日

所在地 東村山市野口町 3-48-1

電話 042-390-2161

特徴 下宅部遺跡の 7 割程度展示保管している。展示ガイドをボランティアの人が熱心に説明してくれます。

3 東村山ふるさと歴史館

月曜日・火曜日休館日

所在地 東村山市諏訪町 1-6-3

電話 042-396-2161

特徴 下宅部遺跡の 3 割程度展示保管している。正福寺・野火止用水等東村山の名所と、東村山市の歴史がすべて保存されている。



地域のイベント情報

企画展「染める・織る・縫う」

清瀬市郷土博物館では「衣」の文化をテーマに、「染物」・「機織」・「和裁」教室を実施しています。この展覧会では各教室の参加者と講師・活動グループの皆さんの作品をご紹介します。自然がくれた色の美しさ、様々な色と素材が織りなす模様の楽しさ、和の装いの華麗さをご覧ください。

日時

平成 27 年 3 月 11 日(水)～ 3 月 15 日(日)
午前 9 時～午後 5 時(最終日は午後 4 時まで)

場所

清瀬市郷土博物館
(清瀬市上清戸 2-6-41) ※直接会場へ

問合せ

清瀬市郷土博物館 ☎ 042-493-8585

清瀬市

2014 年を振り返って

1 昨年の週刊ダイヤモンド12月20号をお読みにになった方が多かったのではないのでしょうか!? 『労基署がやってくる』をメインタイトルにして、上場237社を対象とした労務実態アンケート、労基署監督官覆面座談会等々、非常に興味深い特集内容でした。

(1) そのアンケート結果等を一部引用いたしますと・・・

●今現在、最も深刻な問題は?(最大3つまで選択可)

第1位 メンタル不調 52.3%

第2位 長時間労働 48.9%

第3位 人員不足 24.9%

●労働時間の管理方法は?(複数回答可)

第1位 管理者の確認を要する出勤簿 52.3%

第2位 タイムカードやICカードでの打刻 48.9%

第3位 パソコンのログオン、オフ時刻 24.9%

●2009年以降に労基署臨検で送検や是正勧告を受けましたか?

第1位 是正勧告を受けた 57.0%

第2位 どちらも受けていない 32.0%

第3位 回答なし 11.0%

(2) また、2014年の重要訴訟のうちで最もショッキングと人事担当者達が口を揃えたのは、3月24日の最高裁判決『東芝うつ事件』でした。

2 助言もしない上司のもとで、製造ラインの女性リーダーが、トラブルによる遅れを回復しようと月84時間の長時間残業に及んだ結果、不眠・頭痛による体調不良に陥りました。産業医は特段の処置不要としましたが、社外の神経科でうつ病と診断されたため、欠勤し続けた当該社員は解雇されました。高裁で長時間労働とうつ病に因果関係が認められ解雇無効が確定し、当該社員への損害賠償額が最高裁での争点となりました。

3 会社側の「神経科通院の事実を申告しないことは当該社員の過失なので、2割の減額を求める」との主張に対し、『通院歴等は人事考課に影響しうるプライバシーに属する情報であり、積極的な申告は期待し難い。よって、会社は、申告がなくても業務軽減等の労働者の心身を配慮した安全配慮義務を負う』とし、減額は認められませんでした。

4 以上より、ブラック企業とみなされないためにも、労働者の自己申告を待つだけでなく、心療内科専門の産業医や提携医等の増員・定期健診とメンタルヘルスチェックの同時実施・時短の工夫等々、労使が協力して職場環境を整備・改善し続けることが一層求められています。

筆者紹介 石津 雄美 (いしづ たかよし)

H.27.2.1現在

石津社労士事務所 所長 [特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属]
 オールフォーオール 代表 [経営コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、
 板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、
 シーツー(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム=AFAAC主宰)]



略 歴

- 昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格：ライフ・コンサルタント(生保協会)、
年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年：第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得

事務所

所 在 地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
 TEL/FAX 042-321-2586
 携 帯 TEL 090-1738-7991
 e - M A I L 07159596012@jcom.home.ne.jp
 携 帯 H P http://www.just.st/7162591



宮家邦彦氏



講演会場

新春講演会

欧州、中東、東アジアの地政学と日本の外交戦略

1月8日(木)15時30分より立川グランドホテルにおいて東村山法人会主催の新春講演会が開催されました。講師に外交政策研究所代表である宮家邦彦氏をお迎えし「欧州、中東、東アジアの地政学と日本の外交戦略」と題して講演していただきました。

以下に講演内容の要点をご紹介します。

宮家式地政学分析の新8原則

1. 国家戦略的パワー・意志は地理と歴史に依存する
2. パワー(政治)の空白・真空状態が新たな矛盾と紛争を生む
3. パワーの方向は二国間、地域、国際情勢に依存する
4. パワーは気候変動に依存する
5. 戦略と戦術を混同しない
6. 経済的合理性を優先しない
7. 視点を180度転換する
8. 5つのO(Original, Objective, Opensource, On-site & still Orthodox)

地政学的脆弱性

- イ ラ ク：米の不介入主義で生じた「力の真空」
- ロ シ ア：「自然要塞」のないロシアは「緩衝地帯」を常に拡大する
「極東ロシア」厳寒人口の希少。力の真空地帯に中国不法移民が進入中
- 中 国：今の中国で最も豊かで脆弱な地域は太平洋側の沿岸地域
(日米に対抗し西太平洋の覇権を争う)
- コリア半島：北朝鮮は「エピソード」となり、真の脅威は中国に

2022年までに備えるべきこと

- ・米国は同時に二つの大戦争を戦えない？
— 米(海)軍という公共財を誰が活用するのか？
- ・米撤退後の中東に「力の空白」が生ずる？
— 真空をイランが埋め、新たな紛争の種を生む？
- ・中国の経済成長が頭打ちになる？
— 人口ボーナス終焉で、中国社会が質的变化？
- ・シェールガス革命で中国の中東依存拡大？
— 追い詰められた中国と誤算による衝突が発生？
- ・中東と東アジアで同時に危機が進行する？
— 各国間で二つの地域政策の調整は可能か？

今後の日本の外交は～英国と日本「島国同盟」のススメ

1. 大陸での勢力均衡：覇権国家出現を阻止
2. 大陸との健全な距離：過度な介入を回避
3. シーレーンの維持：自由貿易制度の維持

東久留米ブロック研修会

知っておきたい脳卒中の話

東久留米ブロック合同研修会が12月9日(月)に東久留米商工会館にて開催され、(医)社団山本・前田記念会 前田病院、副医院長・脳神経外科部長の前田達浩氏による「知っておきたい脳卒中の話」と題した講演が行われました。

脳梗塞や脳出血、くも膜下出血などは、生命を一瞬にして奪ったり、言語障害や麻痺などの重い後遺症をもたらすことも少なくないとのこと。

きちんと検診、脳ドックを受けることの重要性を再認識いたしました。



前田達浩氏

株式会社 広進

「誠実と奉仕」で企業へ貢献
 実用新案1件 特許保有1件



代表取締役 山岸 勉夫

当社はクレーン保守点検及び性能検査等、官庁検査立ち会い目的に昭和44年に設立。点検業務で気が付いた事は、有線の為クレーンから下がっているスイッチで操作し尚且つ足元が不安定で吊り荷と一緒に移動するという非効率な運転を何とか改善する方法は無いかと考えている時、工業新聞に徳島の在るA社の小さい記事でしたが「無線による操縦装置開発」と掲載されていました。即購入。ユーザーへのテスト使用を依頼。それを見た別のユーザーから当社でも試したいとのうれしい引き合いが有り好評だったので、将来会社の発展に繋がると確信した。しかし、大きく普及するには

価格も高くサイズ・重量共に納得できるレベルではありません。そこで、A社に対して研究開発と初期ロット20式を前払いで一括購入の条件に小型軽量化を依頼。実際に製品を手にする迄は心配でしたが日本初のハンディ型無線操縦装置のバイオニアになる夢が半年後に叶い、ほぼ希望の製品を手にすることが出来ました。ケーブレス6と命名し販売を始めました。産業界では目新しいものに対してましてや目に見えない無線で機械を操縦する等かなりのアレ



ルギーが有り普及には時間が掛かりましたが保守点検の技術と製品が上手くマッチングした面もあり徐々に販売拡大。無線はドーバー海峡のトンネル工事アクアライン等のシールドマシン運転による掘削と大活躍。今では建設、造船、電力、車両、製鉄を始めあらゆる産業に無くてはならない縁の下力持ちとして企業に貢献している。利益優先ではなく省力化に役立つ仕事を社としてそれに伴う利益と安定性を得られると信じて取り組んだなかでの今日があります。



●皆様ぜひお越し下さい

株式会社 広進

代表取締役 山岸 勉夫

所在地 〒204-0012 清瀬市中清戸 1-610-8

TEL 042-492-0410

FAX 042-492-0411

e-mail main@kosin-r.co.jp

H P http://www.kosin-r.co.jp/

東村山法人会セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	3月3日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	4月2日(木)	13時30分～16時
決算法人説明会	4月3日(金)	13時30分～16時
新設法人説明会	3月18日(水)	13時30分～16時
税務教室「法人税申告書作成講座」	3月11日(水)	14時～16時
税務教室「租税公課について」	4月9日(木)	15時～16時

※決算法人説明会と新設法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654



パソコン教室 (全4回)

有 料

開講日 平成27年5月12日(火) 10時 毎回火曜日

会 場 東村山法人会

学 習
内 容

デジカメで写真撮影、取り込み
読み込んだ写真を見て整理、検索
写真の編集。写真に文字を挿入、BGMを用意
写真でムービーを作成する

青年部会主催イベント

プロレスでハッピー

出 演

マイスリボン

日 時

平成27年3月5日(木)

受付：午後6時30分～ 開催：午後7時

会 場

東村山市市民ステーションサンパルネコンベンションホール
(東村山市野口町 1-46 ワンズプラザ内 東村山駅西口徒歩1分)

定 員

100名



参加費
無料!!

申込不要です、直接会場にお越しください。

梅室 雅樹さん



家業の新陳代謝

昭和38年小平市に農家の長男として生まれ、もともと車やバイクが好きで大学も理系でしたので将来は車関係の職に就きたいと思っていた矢先の大学3年の時に父が末期の胃癌であることが判明しました。祖父、祖母が健在でしたのですが万が一の時は、家業（農業）を継いでほしいとの話がでたのもこの時期でした。

当然自分は素直には返事が出来ず、3年後父親が他界するまで好き勝手に過ごしていましたが、祖母からの説得もあり会社を辞め農業に従事したのが24歳の時でした。

農業と言っても植木の生産がメインで植木問屋や植木市場へトラックで納品するという作業でしたが、何年たっても方向性がつかぬ仕事で、何年たっても実感したことは正直ありませんでした。

30歳の時に祖父が他界し今後の将来を見つめ直す機会が訪れました。既に30歳を過ぎていたこと、農地があることを冷静に考えれば、今まで通り植木の生産を続けるのが筋であると同時に一時は考えましたが、父が他界する寸前に言ったことを思い出し、方向性を変え



ひつひつ

てみようと判断しました。父が最後に自分にこう言ったのです、「自分の将来は自分で考え、自分で責任を持って突き進め」と...

その2年後の平成7年32歳の時に会社を設立、小規模ながら植木の生産は継続し、下請け業者として一般住宅やマンションの植栽仕事をメインとする仕事に切り替えました。しかしその後、住宅事情の急激な変化に伴い植木の需要は激減し将来への行き詰まりを感じていました。

そんな時、ある戸建で施主様がこだわりのある現場で植栽工事をしているときに、ウッドデッキ、外構工事の業者と同時に作業になった現場に遭遇しました。3社ともにある工務店の決められた内容、予算での下請け、コミュニケーションもとれず、お客様に満足を得られる仕上がりにはならなかったのです。その時に自分の将来の方向性が見えたのです。自分で営業して直接エンドユーザーから仕事を頂くスタイル



HP <http://www.umemuroen.co.jp>

に切り替え、庭、アプローチ、フェンス、塀など建物の周りのエクステリアをトータルプランニングして設計、施工する。「これだ」と!

会社設立から5年目にして新たに事務所を設立、お客様との商談ができるスペースも設け準備万端でしたが、当初は仕事も取れずに途方に迷った時期もありました。地道な努力の結果、3年後には少しずつ仕事も受注できるようになり、現在では顧客が800件にまで増加し、お客様がOB客からの依頼も多くいただけるようになりました。

弊社のスタッフも今となっては皆ベテランになり若い職人も育てられる環境になっていきますし、お客様から時々、満足したお礼のお手紙を頂けるまでに成長できました。これからもお客様から信頼され、満足の得られるよう邁進していきたいと思います。今でも他界した父親には感謝しています。

(有)梅室園 代表取締役

法人会にご入会下さい

1 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- ①税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTA X講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- ②本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を行なっています。

2 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

- ①生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- ②特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- ③経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ

東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介

自 平成26年11月1日～至 平成26年12月31日

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
東村山第1支部	東村山市青葉町1-11-23	(株)アイエーテック	青山 市郎	管工事	042-396-6257
小平第2支部	小平市小川町2-1297-5	アイエス総合管理(株)	菅野 豪彦	警備清掃等総合建物管理	042-344-3891
小平第4支部	小平市美園町2-25ソレイユ美園1階0号	(株)アシタイド	山崎 臣樹	接骨院、介護事業所	042-347-4201
西東京第2支部	西東京市芝久保町3-15-29	(有)華蓮		葬祭業	042-450-6399
清瀬支部	清瀬市松山1-4-21	(株)ユニック	三木 靖敬	不動産	042-439-6920

法人会の

法律相談

1時間まで 無料。
お気軽にどうぞ!!



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

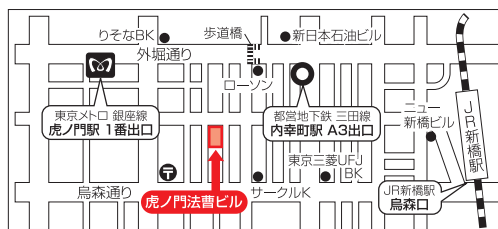
羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(鳥森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

新年賀詞交歓会



小川会長



齋藤署長

1月8日(木)立川グランドホテルにおいて平成27年度新年賀詞交歓会が新春講演会に引き続き17時20分より、開催されました。最初に小川会長から「多くの会員の皆様に法人会事業に参加して頂き、会員相互の交流を深めつつ公益目的事業のより一層の定着化を図り、地域社会へ貢献してゆきたいと思っています。会員の皆様には、少しでも多く法人会の事業に参加して頂きますようお願い申し上げます。」と新春の挨拶がありました。

引き続き来賓を代表して東村山税務署齋藤署長と東京都立川都税事務所堀江所長及び東村山市渡部市長から挨拶を頂きました。その後、東村山税務署石本副署長による乾杯のご発声で会が始まり、参加者一同新春を祝いつつ懇親を深めました。



堀江所長



渡部市長



懇親会会場



石本副署長乾杯

公益社団法人東村山法人会

第3回通常総会

日時 平成27年5月21日(木) 午後

場所 パレスホテル立川(立川市曙町 2-40-15)

※引き続き同会場において本部研修会を開催します。

お問合せは 東村山法人会 TEL 042-394-7654

東村山法人会

第22回厚生親睦チャリティゴルフ大会

日時 平成27年6月4日(木) スタート8時 ※雨天決行

場所 高坂カントリークラブ(東松山市高坂 1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新年賀詞交歓会

新入会員紹介&福引大会

1月8日(木)立川グランドホテルにおいて開催された新年賀詞交歓会場で新入会員紹介及び福引大会が開催されました。平成26年に入会され交歓会に参加された新入会員19名の方々の紹介を行なわれ、西村組織・厚生委員長から記念品が手渡されました。

その後、恒例の福引大会のくじ引きが行われました。当選された皆様はおめでとうございました。

西村組織・厚生委員長 ▶



▲ 新入会員の皆様

▼ 会長賞授与風景



小平ブロック 忘年懇親会

平成 26 年 12 月 2 日(火)18 時より、西武新宿線小平駅北口の「橙や小平本店」にて小平ブロック忘年懇親会を開催しました。

仲澤ブロック長の代表挨拶、大同生命保険の林所長と西武信用金庫の島澤花小金井支店長の来賓挨拶のあと、林副ブロック長の乾杯の音頭で懇親会が始まりました。大道芸人の余興をはさみ、参加者 47 名は会員相互の懇親を深めました。

平成 27 年 1 月 26 日(月)午後 6 時半より、新春講演会親睦新年会を地元の四川料理店「招来菜館」にて、34 名もの参加を得て開催されました。

司会役は早速昨年入会の肥沼賛助会員による式次第の進行で、年頭の井上支部長挨拶では、公益社団法人移行後の東村山法人会の役割説明や租税教室での税金クイズを具体的に取り上げ、参加者からの回答形式を通じ、税の理解普及の社会貢献活動を紹介することで、会員増強の重要性から参加者に協力を要請致しました。何と、当日飛び入り参加で新入会員の申込みを頂きました。

新春講演では、プロの手品師ムッシュ品田氏による「新春爆笑コミックマジック」が大好評でした。新入会員の紹介、参加会員同志の交流、懇親を深め、恒例のビンゴゲームでは多くの会員様からのご協賛賞品ゲットで大賑わいでした。幹事のきめ細かい演出、参加会員へのおもてなしの配慮に感謝致します。

記 広報委員 中村 猛

小平第3支部 新春講演会及び親睦新年会



親睦新年会場



井上支部長



ムッシュ品田氏

西東京ブロック 忘年懇親会



西東京は、国政選挙の翌週に西東京市長選挙があったため忘年懇親会は、遅めの 12 月 26 日(金)に実施しました。(日本海庄や)20 名の参加予定が、選挙の祝勝会、インフルエンザが重なり 14 名の参加となった。少ない人数であったが、今年こそは会員増強運動を盛り上げ、一定の成果を上げようと誓った。背景には西東京商工会の会員が積極的な増員活動により、平成 26 年後半から V 字回復が続いていることがあり、我らも頑張ろうということになった。

東久留米ブロック 忘年情報交歓会

12月9日(月)、東久留米商工会館においてブロック研修会に引き続き忘年情報交歓会が開催されました。

三沢税制・社会貢献副委員長の司会のもと、大屋副ブロック長に乾杯のご発声を頂き会が始まりました。皆和気あいあいの内、懇親を深めました。



清瀬支部

湯沢温泉と越後ワイナリー工場を見学しました



11月30日(日)及び12月1日(月)の2日間、清瀬支部で村野副会長を代表とした合計28名が参加した研修旅行を実施しました。

1日目は酒蔵・吹割の滝等を見学し、湯沢温泉ホテル双葉で宴会宿泊し、会員同士の親睦を深めました。

2日目は海産物の買い物をした後、雲洞庵を参拝し、越後ワイナリー工場を見学しました。工場に併設された欧風レストラン葡萄の花でのフランス料理やワインで昼食をとり、清瀬へと無事に帰ることが出来ました。ご参加された皆様、楽しい研修旅行をありがとうございました。

事例・判例から学ぶ雇用管理～雇用関係終了をめぐる事例を中心に～

人事労務関係を担当されている方を対象にした、労働法を具体的な問題に活かすためのセミナーです。Q & A形式により雇用関係終了に関連する事例等を取り上げます。適切な雇用管理の参考にさせていただくために、ぜひご活用ください。

受講料
無料

開催日時 3月4日(水)午後1時～5時

講師 法政大学法学部講師 山本圭子氏

会場 国分寺労政会館4階 第5会議室
(国分寺市南町3-22-10)

対象 人事労務担当者、経営者、テーマに関心のある方

定員 100名(事前申込み必須・先着順受付)

申込方法 東京都労働相談情報センター国分寺事務所まで、電話・FAX(申込用紙はHPにあります。)いずれかの方法でお申込下さい。HP(TOKYOはたらくネット)からも申込できます。

電話 042-323-8511 FAX 042-323-8512

メールマガジンのご案内 東京都「公売情報」 お知らせメール

登録
無料

詳細は主税局HPへ

主税局メルマガ

検索



お問い合わせ先 徴収部 徴収指導課 徴収指導係 03-5388-3024

法人会行事のご案内

平成27年1月26日現在

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
3/2(月)	14:00	第4回女性部会役員会	法人会館	4/7(火)	14:00	第1回組織・厚生委員会	法人会館
3/3(火)	12:30	第6回広報委員会	〃	4/8(水)	16:00	第1回税制・社会貢献委員会	〃
〃	13:30	決算法人説明会	〃	4/9(木)	15:00	第1回税務教室	〃
3/5(木)	19:00	青年部会主催イベント	東村山市市民ステーションサンパルネ	4/13(月)	11:00	監事監査	〃
3/11(水)	14:00	第10回税務教室	法人会館	〃	13:30	第1回総務委員会	〃
3/12(木)	14:00	第5回理事会等	〃	4/17(金)	13:00	労務経営相談会	〃
3/17(火)	14:00	個別融資相談会	〃	4/21(火)	10:00	源泉所得税実務研修会	〃
3/18(水)	13:30	新設法人説明会	〃	〃	14:00	個別融資相談会	〃
3/19(木)	13:00	労務経営相談会	〃	4/23(木)		女性部会第3回報告会	〃
4/2(木)	13:30	決算法人説明会	〃	4/24(金)		青年部会研修会	〃
4/3(金)	13:30	決算法人説明会	〃			青年部会第3回報告会	〃
4/6(月)	14:00	第1回事業研修委員会	〃				

応募作品をご紹介します!!

本紙の表紙を飾る写真を募集しています。

東村山市 高尾進次郎さん



事業主の皆様へ

個人住民税の「特別徴収」推進にご協力をお願いします!

- **従業員の個人住民税**は、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与から事業主が差し引いて、従業員の方がお住まいの区市町村へ納めていただくことが地方税法で義務づけられており、この制度を「**特別徴収**」といいます。
- 首都圏では、事業主や従業員の皆様が都県域を越えて活動されていることから、特別徴収を効果的に推進するためには、各団体が連携して取り組むことが必要です。
このため、**九都県市**では、連携協力して特別徴収を推進しますので、事業主の皆様には、この取組みにご理解ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

■ 首都圏では、各団体が次のとおり特別徴収を推進しています!

- 平成 27 年度 **埼玉県**の全市町村で特別徴収の一斉指定
- 平成 28 年度 **千葉県**、**神奈川県**の全市町村で特別徴収の一斉指定
- **東京都**の全区市町村では、平成 26 ~ 28 年度を特別徴収の推進期間としています。

※詳しくは各都県のホームページをご覧ください。

下記のキーワードで

検 索

埼玉県 特別徴収

千葉県 特別徴収

東京都 特別徴収ステーション

神奈川県 特別徴収



埼玉県
コバトン



千葉県
チーバくん



東京都
ぜいきりん



神奈川県
かながわキンタロウ

住民税は
給与からの特別徴収で!
よろしくお願いします!

事務局 九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市) 特別徴収推進検討会

recipe

花しゅうまい

Instructor

女性部会副会長 東美代子



※できあがりイメージ

★レシピ★

材 料

- むきエビ・・・120g
- 豚ひき肉・・・150g
- たけのこ・・・60g
- たまねぎ（みじん切り）・・・大3個
- ゆで玉子・・・2個
- 青ネギ・・・1/2本
- キャベツ・・・1/4個
- 塩・・・小さじ1
- 醤油・・・大さじ1
- 砂糖・・・大さじ1
- 片栗粉・・・大さじ3
- しゅうまい皮・・・2袋

つくりかた

- 1 むきエビは背ワタを取り細かく刻み、つぶす。
- 2 たけのこ、青ネギ、たまねぎ、ゆで玉子の白身は全部みじん切り。ボールにむきエビ、豚ひき肉を入れてよく混ぜさらに、たまねぎ、調味料を加えて練る。
- 3 次に、たけのこ、青ネギ、ゆで玉子(白身)、片栗粉を加えて「エビアン」を作る。
- 4 しゅうまい皮を0.8mm巾ほどのせん切りにし、エビアンにからませて蒸し上げる。
- 5 キャベツを太めのせん切りにしてしゅうまいと一緒に蒸す。蒸しあがったらゆで玉子(黄身)をまぶすと美味しくいただけます。



あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事を募集しています

本紙の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写 真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨)

記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可。

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6

TEL : 042-394-7654
e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2か月前の月末までにご応募下さい。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報[237号] 平成27年2月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL : 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁無断転載